

<2024年度事業計画>

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(1)公益目的事業1 農薬の適正使用に関する研修「緑の安全管理士」資格認定事業

① 第46回「緑の安全管理士」資格認定研修会の開催

2024年11月20日(水)～22日(金)アーバンネット神田カンファレンスで開催する。会場は前年と同等以上のスペースを確保する。

② 資格更新研修会及び「緑の安全管理士会」支部大会等の開催

資格更新研修会はオンデマンド方式で実施する。その他に、支部大会、研修会又は意見交換会など管理士が面談できる情報交換の場を関西圏1か所で開催する方向で検討する。

③ 「みどりのたより」の発行

緑の安全管理士向けに最近の農薬を巡る動向等について取り纏め発行(3回/年)し、当会HPの「緑の安全管理士」専用サイトに掲載するとともに、News メールでその旨を周知する。なお、HP閲覧の困難な一部の会員には冊子を配付する。

④ メールマガジンの発信

緑の安全管理士のEメールアドレス登録を更に推進し、登録情報等のタイムリーな情報提供と発信情報の充実に努める。

⑤ 資格認定審査会(2024年12月、2025年3月予定)

当会主催の認定研修会修了試験合格者、及び(一社)日本植物防疫協会主催の植物防疫研修会修了者のうち認定を希望する方々を対象に資格認定を行い「緑の安全管理士」資格を認定する。

(2)公益目的事業2 農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発事業(講師派遣、電話相談、種々の情報提供)

① 講師派遣

都道府県等の関係機関・団体や農業大学校、農業高校などを対象に、講師派遣の事業概要を広報するとともに、オンライン研修等、多角的な対応をしていく。

本事業をより効果的、効率的に進めるため、実施者サイドの講師資料等の見直し、情報の交換、講師団の研修や新規講師の養成に努める。併せて講師派遣先に対して賛助会員になることを勧める。

② 電話相談

講師派遣事業と同様に、都道府県等の関係機関等に対し、本事業の主旨等について広報に努める一方、当会对応体制の改善を図る。

また、会員会社のお客様窓口担当者の応対技能向上のため、窓口担当者研修を継続して開催する。

③ 啓発用リーフレット等の配布活用

農薬の適正使用に係る新規リーフレットを農薬工業会と共同で作成し、併せて、都道府県等が主催する関連研修会等での活用を主目的とし、無償で配布する。

④ 特別研修会等

病虫害防除に係る関係者を対象に、病虫害の診断・防除に関する情報、関係法令・通知などの関心の

高い情報について、研修会等の開催を検討し、情報提供する。

(3) 公益目的事業 3 農薬の安全使用に関する図書・印刷物等の発行等

① 「グリーン農薬総覧 2025 総合版」発刊

2025 年 1 月末時点の農薬登録内容を含め、ゴルフ場・緑地等で使用される品目の情報を纏め、冊子および pdf 形式で総合版を発刊し、会員、行政機関等に無償で提供する。更に、ゴルフ場、防除・緑化業者、等に実費にて有償頒布する。

② ゴルフ場・緑地向け農薬出荷統計の収集と公表

会員を対象に、2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日までのゴルフ場・緑地向け農薬の販売数量・金額の調査に協力を求め、集計するとともに情報を公表する。

(4) 会員や一般への情報提供（公益目的事業 共通）

ホームページ等を活用し、行政の動向、農薬の適正使用と総合防除(IPM)、ゴルフ場・緑地等の農薬関連情報を迅速に提供する。引き続き高速道路関係やドローン教習機関等を含めて当協会の情報を提供し、賛助会員としての入会や講師派遣事業等の活用を推奨する。

(5) 委員会活動、等

① 委員会及び専門部会

農薬関連法令および農薬に関する正しい知識と適正使用の啓発を効果的に実施するため、サプライチェーンの各段階や需要分野ごとの課題を抽出して優先順位付けを行い、具体的な改善活動を継続的に実施する。

② 会員通信の発信

当会会員向けに、行政、緑の安全管理士、当会活動等の情報を整理し、年 3 回発信する。

③ その他

（「30 年のあゆみ」の発行準備など）